# 指定 訪 問 看 護 事 業 指定介護予防訪問看護事業

# 重要事項説明書

1. 訪問看護ステーション・キタデ事業概要 ①事業所概要

事業者名	社会医療法人 黎明会 理事長 北出 貴嗣
事業所名	訪問看護ステーション・キタデ
所在地	〒644-0011 御坊市湯川町財部 728-4
介護保険指定番号	3 0 6 2 0 9 0 0 0 0
通常の事業の実施地域	御坊市、印南町
電話	0738-24-0100
FAX	0738-52-7801
(緊急電話)	0738-22-2188 (北出病院)
出張所名	訪問看護ステーション・キタデ 印南サテライト
所在地	〒649-1534 日高郡印南町印南 2245-6
電話	0738-20-1311
FAX	0738-20-1991

# ②職員体制

	常	勤	非常勤		4 山北京歌号
	専従	兼務	専従	兼務	内 出張所職員
管理者	_	1名	_	1	
看護師	9名	1名	6名		常勤専従 4名
准看護師	1名		_		
理学療法士	_	8名	_	1	
作業療法士	_	3名	_	1	
言語聴覚士	_	1名	_	_	
事務員	1名	1名	_	_	

# ③営業時間 月~金 9:00~17:00

(お盆8/14・8/15, 年末年始12/29~1/3を除く)

\*緊急時の対応の為、24時間連絡体制をとっています

# ④訪問看護サービス内容

- 1) 病状観察
- 2) 日常生活の援助(清潔,食事,排泄援助等)
- 3) リハビリテーション (理学療法士等による訪問看護は、看護職員の代わりに 実施するものであり、利用者様の状態について適切に評価を行うために、定期的 な看護職員による訪問を実施します)
- 4) 医師の指示による医療処置(褥瘡処置やチューブ類管理)
- 5) 療養生活や介護方法の指導
- 6) 保健福祉サービスの紹介や連携

# 2. 利用料金

# ①利用料

要介護または要支援認定を受けられた方で、介護保険・介護予防制度のサービス を利用する場合は原則として基本料金(料金表)の1割~3割(介護保険負担割合 証に記載された割合)に応じた額です。

\*下記()内が10割の金額になります。

訪問看護						
	20分未満	30分未満	30~60分未満	60分~90分未満		
(正看護師)	314単位	471単位	823単位	1,128単位		
	(3,140円)	(4,710円)	(8,230円)	(11,280円)		
()从子(洪)(江)	283単位	424単位	741単位	1,015単位		
(准看護師)	(2,830円)	(4,240円)	(7,410円)	(10, 150円)		
(理学療法士)	1回2	あたり (20分)	294単位(2,	940円)		

- \* 1日に2回を超えて行う場合、1回につき90/100となります。
- \* 1週間に6回が限度となります。

介護予防訪問看護						
	20分未満	30分未満	30~60分未満	60分~90分未満		
(工手滋妬)	303単位	451単位	794単位	1,090単位		
(正看護師)	(3,030円)	(4,510円)	(7,940円)	(10,900円)		
(准看護師)	273単位	406単位	715単位	981単位		
(作者 護則)	(2,730円)	(4,060円)	(7,150円)	(9,810円)		
(理学療法士)	1回あ	たり (20分)	284単位(2,	840円)		

- \* 1日に2回を超えて行う場合、1回につき50/100となります。
- \* 1週間に6回が限度となります。
- \* 利用開始月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合、 5単位減算となります。

- \* (20 分未満) 看護は、週に1回以上20 分以上の訪問看護を実施していること。
- \*基本料金に対し、早朝(朝6時~8時)と夜間(夜6時~10時)の訪問は25%増、 深夜(夜10時~朝6時まで)の訪問は50%増となります。時間外加算は、訪問開始 時刻を基準とします。

加 算	利用料	算定回数等
サービス提供体制強化加算 I	6 単位(60 円)	1回につき(全利用者様 対象)
看護体制強化加算(I)	550 単位 (5,500 円)	月1回
看護体制強化加算(Ⅱ)	200 単位 (2,000 円)	(介護のみ 全利用者様 対象)
初回加算(I)	350 単位 (3,500 円)	退院(退所)当日に訪問 月1回
初回加算 (Ⅱ)	300 単位 (3,000 円)	退院(退所)翌日以降に訪問 月1回
中山間地域への訪問加算	基本料の5%	(御坊市・印南町以外居住)
特別管理加算(I)	500 単位 (5,000 円)	月1回(留置カテーテル等)
特別管理加算 (Ⅱ)	250 単位 (2,500 円)	月1回(在宅酸素,人工肛門等)
緊急時訪問看護加算	600 単位 (6,000 円)	月1回
退院時共同指導加算	600 単位 (6,000 円)	初回時(1回・特別な管理を要す
		る方2回まで)
複数名訪問看護加算(I)		
看護師等(30分未満)	254 単位 (2,540 円)	1回につき
看護師等(30分以上)	402 単位 (4,020 円)	
長時間訪問加算	300 単位 (3,000 円)	1回につき
ターミナルケア加算	2,500 単位	実施月に1回
(介護のみ)	(25,000円)	

- \*特別管理加算(支給限度額外)は、特別な処置や管理を必要とする利用者の方(別に 厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る)に加算されます。
- \*緊急時訪問看護加算(支給限度額外)は、利用者の同意を得て24時間体制で必要時、 電話相談・緊急訪問を行う事に対し加算されます。訪問の際は利用料別途必要です。
- \*退院時共同指導加算は、病院・診療所又は介護老人保健施設に入院・入所中に、主治 医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に加算 されます。
- \*複数名訪問加算は、次のいずれかに該当し、同時に複数の看護師等が、1人の利用者 に(介護予防)訪問看護を行ったときに、利用者又はその家族の同意を得て加算され ます。
  - 1) 厚生労働大臣が定める疾病等
  - 2) 特別管理加算の対象者
  - 3) 特別訪問看護指示書による訪問看護を受けている者
  - 4) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
  - 5) 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者
  - 6) その他利用者の状況から判断して、1) 又は5) に準ずると認められる場合
- \*長時間訪問加算は、特別な管理を要する利用者で所要時間1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行って、通算1時間30分以上となる時に加算されます。

\*ターミナルケア加算(支給限度額外)は、在宅で死亡された利用者の方について、 死亡日及び死亡前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む)加算されます。

# ②その他、自費

- 1) 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
- 2) 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、利用者から利用 料(10割)全額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたしま す。このサービス提供証明書を後日、市町村の窓口に提出しますと、差額の払 い戻しを受けることができます。
- ③死後の処置…全身の保清や洗髪、更衣、髭剃りやエンゼルメイク、医療機器の抜去等。営業時間内は15,000円、営業時間外は20,000円となります。
- ④キャンセル料…事前の連絡が無く、急なキャンセルで当日利用者宅に出向いた場合は、500円徴収いたします。
- ⑤交 通 費…無料です
- ⑥解 約 料…無料です
- ⑦支払い方法…口座引き落としです。(利用月の翌月22日)
- 3. 苦情・事故等に関する体制
  - ①サービス内容に関する苦情
    - 1) 事業所の相談窓口

<u>TEL : 0738-24-0100</u> 担当者 : 木村 公美

2)担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)及び市町村の介護保険相談窓口があります。

 (御坊市) 御坊市役所
 介護福祉課高齢福祉係:
 0738-23-5851

 (印南町) 印南町役場
 住民福祉課
 : 0738-42-1738

 (美浜町) 美浜町役場
 福祉保険課
 : 0738-23-4950

 (日高町) 日高町役場
 健康推進課
 : 0738-63-3801

 (由良町) 由良町役場
 住民福祉課
 : 0738-65-0201

 (日高川町) 日高川町役場
 保険福祉課
 : 0738-22-9041

- 3) 和歌山県国保連合会 介護サービス苦情相談窓口 TEL : 073-427-4662
- ②第三者による評価の実施状況…実施なし

# 4. 緊急時等における対処方法

看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の病状に急変・その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。また、主治医不在の場合は指示書に記載された別の医師に連絡を取り、救急搬送等の対応を行います。

# 5. 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権擁護・虐待の防止のために、必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催・周知徹底します
- 2) 虐待防止のための指針を整備します
- 3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します
- 4) 虐待防止に関する担当者:管理者 木村 公美
- 5) サービス提供中に当該事業所の職員や利用者の家族等による虐待を受けたと 思われる利用者の方を発見した場合は、速やかに市町村に通報します

# 6. 身体拘束について

事業所は原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。 ただし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない 場合はこの限りではありません。行動を制限する場合は、社会医療法人 黎明会 身体拘束マニュアルに基づき利用者、利用者の家族等に十分な説明を行い同意を 得ると共に、その態様および期間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得な い理由及び経過について記録します。

## 7. 災害発生時の対応について

事業所は、地震や洪水・土砂災害等で道路が寸断された場合または台風等の悪天候で訪問車両の運転が困難と認めた場合は、訪問を一時中止します。

訪問中に災害等が発生した場合、利用者と共にとりあえずの安全確保を行いますが、 避難所への同行は行いません。全利用者の安全確認や状況確認のため看護師等は事業所に戻らせて頂きます。

安全の確認ができ次第、訪問を再開させて頂きます。

# 8.業務計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の 提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための 計画を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じます。

- 1) 従業者に対し、業務継続計画について周知します
- 2) 必要な研修および訓練を定期的に実施します
- 3) 定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います

印

(介護予防) 訪問看護サービスの提供にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明いたしました。

和歌山県御坊市湯川町財部 728-4

社会医療法人 黎明会

理事長 北出 貴嗣

訪問看護ステーション・キタデ

和歌山県御坊市湯川町財部 728-4

**事業者** 名 称

所在地

代表者

事業所

名 称 所在地

管	理者 木林	<b>大</b> 公	美	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	印	
私は契約書およる の説明を受け、	び本書面により、 司意しました。	事業	者から	(介護予防)	訪問看護につい	ハての重要事項
		利用	]者			
		住	所			
		氏	名			
	*_	上記代	建人(	代理人を選	択した場合)	

\*上記代理人の欄には、利用者に意思疎通困難や何らかの不都合がある場合に、

ご家族あるいは成年後見人等の方がご記入下さい。

# 指定訪問看護事業 重要事項説明書(医療)

1. 訪問看護ステーション・キタデ事業概要

# ①事業所概要

事業者名	社会医療法人 黎明会 理事長 北出 貴嗣
事業所名	訪問看護ステーション・キタデ
所在地	〒644-0011 御坊市湯川町財部 728-4
ステーション番号	209000
電話	0738-24-0100
FAX	0738-52-7801
(緊急電話)	0738-22-2188 (北出病院)
出張所名	訪問看護ステーション・キタデ 印南サテライト
所在地	〒649-1534 日高郡印南町印南 2245-6
電話	0738-20-1311
FAX	0738-20-1991

# ②職員体制

管理者 1名 (常勤・看護職員と兼務)

## 【主たる事業所】

看護職員等 2.5人以上(常勤換算) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 適当数 事務職員 2名

# 【サテライト事業所】

看護職員等 2.5人以上(常勤換算)

③営業時間 月~金 9:00~17:00 (お盆8/14・8/15, 年末年始12/29~1/3を除く) \* 緊急時の対応のため24時間連絡体制をとっています

# ④訪問看護サービス内容

- (1) 病状観察
- (2) 日常生活の援助(清潔,食事,排泄援助等)
- (3) リハビリ(理学療法士等による訪問看護は、看護職員の代わりに実施するものであり、利用者様の状態について適切に評価を行うために、定期的な看護職員による訪問を実施します)

- (4) 医師の指示による医療処置(褥瘡処置やチューブ類管理)
- (5) 療養生活や介護方法の指導
- (6) 保健福祉サービスの紹介や連携

# 2. 利用料金

①各保険報酬に応じた利用者負担(1~3割負担)となります (別紙 訪問看護利用料金のご案内をご参照下さい)

# ②その他、自費

訪問超過料金…30分毎 5,000円(複数回訪問で1日4回目の訪問看護の場合) 死後の処置…全身の保清や洗髪、更衣、髭剃りやエンゼルメイク、医療機器の抜去等。 料金…営業時間内は15,000円、営業時間外は20,000円となります。

- ③交 通 費…無料です
- ④キャンセル料…事前の連絡が無く、急なキャンセルで当日利用者宅に出向いた場合は、500円徴収致します。
- ⑤解 約 料…無料です
- ⑥支払い方法…口座引き落としです。(利用月の翌月22日)
- 3. サービス内容に関する苦情
  - ①事業所の相談窓口

TEL : 24-0100 担当者 : 木村 公美

## 4. 緊急時等における対処方法

看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の病状に急変・その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。また、主治医不在の場合は指示書に記載された別の医師に連絡を取り、救急搬送等の対応を行います。

# 5. 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権擁護・虐待防止のために、必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催・周知徹底します
- 2) 虐待防止のための指針を整備します
- 3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します
- 4) 虐待防止に関する担当者:管理者 木村 公美
- 5) サービス提供中に当該事業所の職員や利用者の家族等による虐待を受けたと 思われる利用者の方を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

# 6. 身体拘束について

事業所は原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。 ただし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない 場合はこの限りではありません。行動を制限する場合は、社会医療法人 黎明会 身体拘束マニュアルに基づき利用者、利用者の家族等に十分な説明を行い同意を 得ると共に、その態様および期間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得な い理由及び経過について記録します。

# 7. 災害発生時の対応について

事業所は、地震や洪水・土砂災害等で道路が寸断された場合または台風等の悪天候で訪問車両の運転が困難と認めた場合は、訪問を一時中止します。

訪問中に災害等が発生した場合、利用者と共にとりあえずの安全確保を行いますが、避難所への同行は行いません。全利用者の安全確認や状況確認のため看護師等は事業所に戻らせて頂きます。

安全の確認ができ次第、訪問を再開させて頂きます。

# 8.業務計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の 提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための 計画を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じます。

- 1)従業者の安全確保を最優先とし、非常災害発生時において安全が確保されてから利用者の避難等を援助し適切な措置を実施します
- 2) 従業者に対し、業務継続計画について周知します
- 3) 必要な研修および訓練を定期的に実施します
- 4) 定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います

令和 年 月 日

訪問看護サービスの提供にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、 重要な事項を説明いたしました。

## 事業者

名 称 社会医療法人 黎明会

所在地 和歌山県御坊市湯川町財部 728-4

代表者 理事長 北出 貴嗣 印

# 事業所

名 称訪問看護ステーション・キタデ所在地和歌山県御坊市湯川町財部 728-4管理者木村 公美

私は契約書および本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を 受け、同意しました。

利用者		
住 所	: 	
氏 名		
*上記代理	<b>2人</b> (代理人を選択した場合)	
住	Í	
氏 名	, 	印

<sup>\*</sup>上記代理人の欄には、利用者に意思疎通困難や何らかの不都合がある場合に、 ご家族あるいは成年後見人等の方がご記入下さい。